

基礎研修

意思決定支援をふまえた 後見活動の実際

中核機関は意思決定支援にどのようなにかかわるか？

- 直接、意思決定支援を行う場合
 - 申立て支援の際に、制度説明や代理権付与等の同意
 - 法人後見を実施している場合には、後見事務の中でも、意思決定支援にかかわる
- チームによる意思決定支援のバックアップ
 - 「本人意思をどうとらえ、どう支援するか」について、チーム(介護・福祉関係者、親族、後見人等)が悩んだ場合のサポート

↓

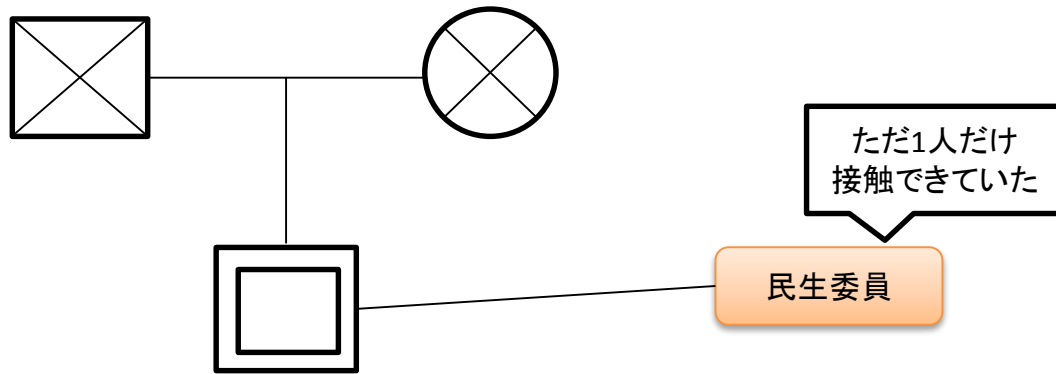
中核機関の職員が、意思決定支援会議の司会をする場合や、ケアマネジャー等が主催する意思決定支援会議に参加して意思決定支援をサポートすることが考えられる

研修のねらいと流れ

- 後見事務の実際の中で、どのように本人への意思決定支援が行われているのか、事例と解説をとおして、理解する。
 - 意思形成、意思表示、意思実現、代理代行決定の実際の理解
- 二つの事例（保佐、補助）から解説する。
 - 事例エピソード①→解説、事例エピソード②→解説・・・最後にまとめ

事例1（保佐事例）

1. 申立前の本人の状況



46歳

- ・父親名義の一軒家でひとり暮らし
- ・療育手帳B1、身体障害者5級（発語障害、右足麻痺）
- ・昼夜逆転、ひきこもり生活
- ・近隣住民とのトラブル有

1. 申立前の本人の状況

①相談と申立の動機

②本人との面談

③本人が求めている支援と保佐人の役割

④保佐申立

⑤医師の診断書にある障害の特徴

2. 保佐人選任後

①財産管理の場面

- (1) 亡母の相続手続き
- (2) 不動産の補修等請負契約等
- (3) 亡父名義の不動産の管理
- (4) 障害年金受給申立
- (5) 終身年金受給のために

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) **利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善**

- ⇒財産管理のみならず、**意思決定支援・身上保護も重視**した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) **権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) **不正防止の徹底と利用しやすさとの調和**

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

民法第858条

成年後見人による本人の意思尊重義務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、**成年被後見人の意思を尊重**し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

→近年、**意思決定支援**の観点**を民法858条**をリンクさせることにより、将来的に成年後見人等の選任・解任・辞任許可、後見人報酬の算定・居住用不動産の処分許可に一定の影響を及ぼす可能性に言及したガイドラインが、家庭裁判所・専門職団体によって作成されている例もある（大阪意思決定支援研究会）。

そもそも

意思決定支援

支援付き 意思決定
(Supported Decision-Making)

ってなんだろう？

「本人の意思を尊重」することと同じ？違う？

意思決定(自己決定)は 権利？

教育を受ける・学校を選ぶ
友人・団体をつくる
結婚をする
自由に表現する
子どもを生み・育てる
投票に行く
仕事をする・経営をする
自由に移動・旅行する
お金を管理する
虐待・搾取されない
様々な情報を得る

「障害のある人」は皆さんと同じように、
自ら意思決定ができていますか？



同じように意思決定を行うことができていない？
障害があるから、周りが決めてしまうのも仕方ない？
・・・それって「差別」では？

国連・障害者権利条約

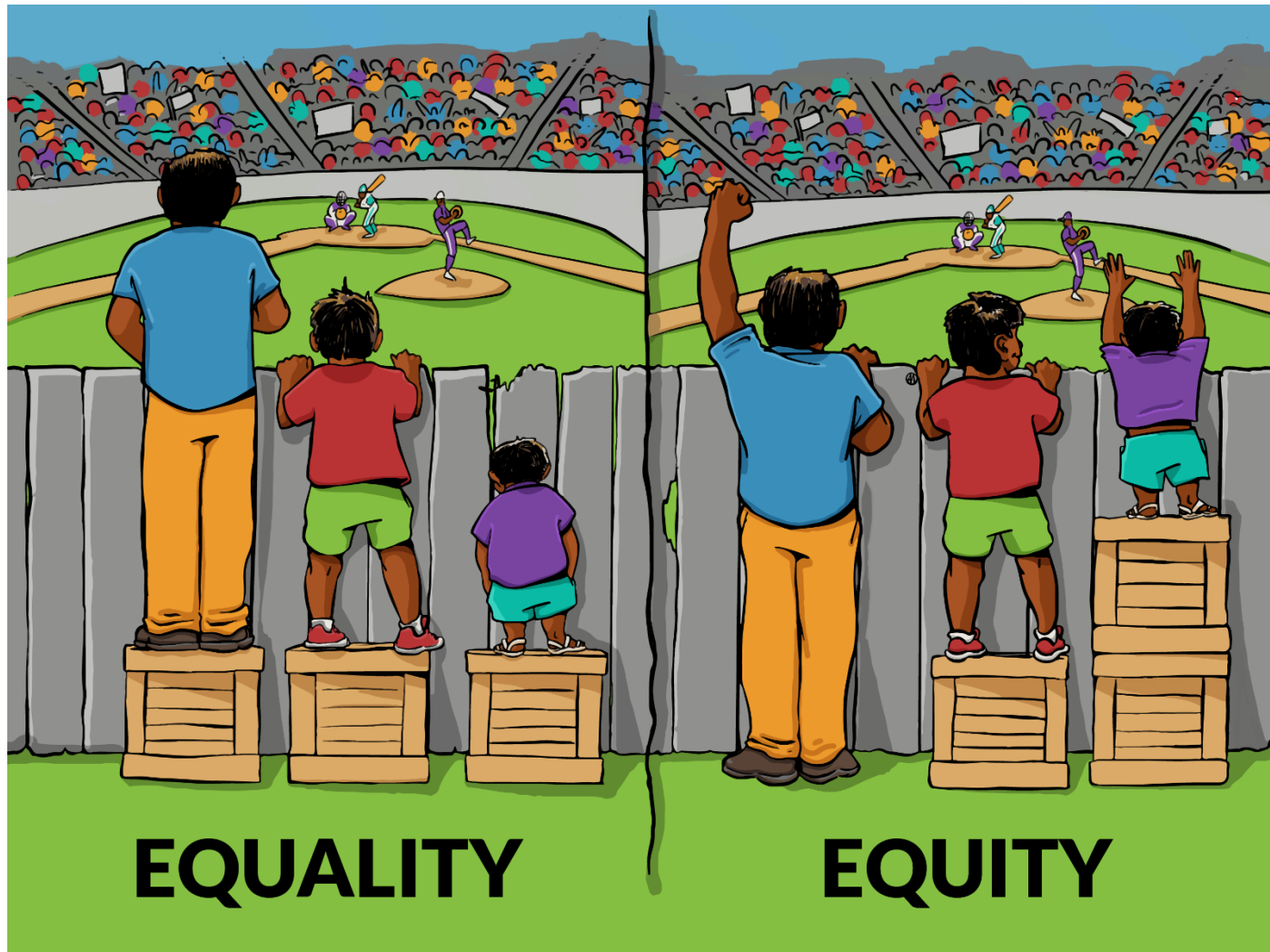


障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することのできる機会を保障
(Choice)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある
生活を送ることを保障
(Control)

『医学モデル』⇒『社会モデル』
社会的障壁⇒合理的配慮

意思決定支援も合理的配慮(調整)の一つと捉えてみると？



Interaction
Institute for
Social Change
から引用

意思決定支援はなぜ「難しい」のか？

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう
- 言葉がなければ、意思がないと思ってしまう
- 意思が現れていても、障害や過去の「失敗」等を理由に、意思を決める能力はないと判断してしまう

→ 本人の可能性を信じることができない。

その理由はどこにあるのでしょうか？

サービス提供機関
の事情・利益優先

情報・経験の不足

実は
支援者側
の問題？

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

逆に先回りして
代行してしまう
(パターンリズム)

「意思決定能力」 ＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン4頁 脚注ix 参照

1. 本人の意思決定能力は**行為内容により相対的に判断**される。選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。
2. 意思決定能力は、あるかないかという**二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失**されていく。
3. 意思決定能力は、**社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化**する。



**本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、
意思決定支援者の支援力によって変化**する。

意思決定支援における基本視点

◆ 本人中心主義（パーソン・センタード）

あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている＝**対等なパートナーとして、意思決定の中心には常に本人がいる。**

- ◆ 常に自問自答すること。
 - － **本人が自己決定するためのベストチャンスを与えられているか？**

- 1 **環境**はふさわしいか。決定を議論するのに適切な**時期**か
- 2 **十分な時間**をとって**十分な情報**や明確な**選択肢**が与えられているか
- 3 写真や映像等、**本人が理解しやすい形で情報提供**されているか
- 4 **利益、不利益、予想される結果**（見通し）を議論しているか

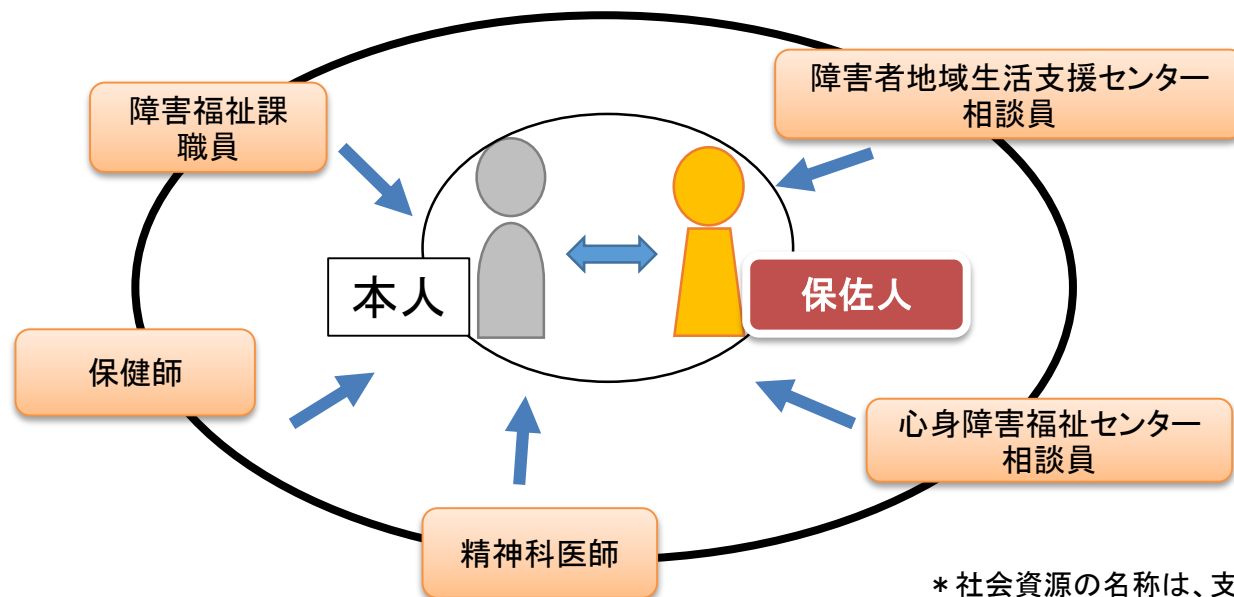


2. 保佐人選任後

② 身上保護の場面

(1) 本人が管理する現金

(2) 行政に働きかけた地域支援ネットワーク会議



* 社会資源の名称は、支援当時のものを使用

2. 保佐人選任後

(3) 障害者自立支援認定手続き・立会い

(4) 居宅サービスの導入(就任から2年10ヵ月後)

(5) 近隣住民への説明会開催

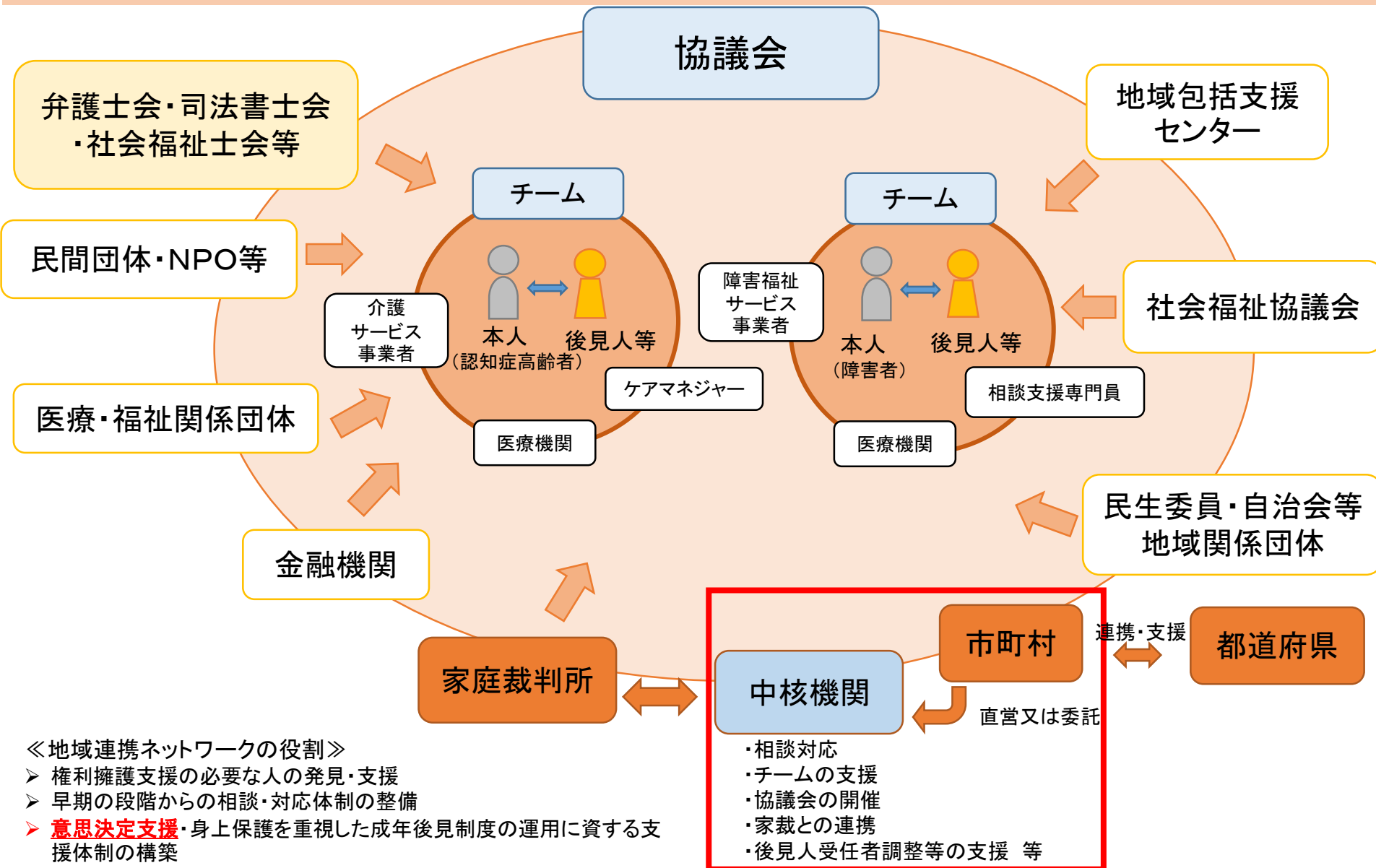
(6) 定期的な支援ネットワーク会議(担当者会議)参加

意思決定支援に根ざしたチーム支援体制の構築

成年後見人等としての意思決定支援への関与



地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- **意思決定支援**・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

意思決定支援チーム会議（事前準備）



事前準備の段階で共有しておきたいこと

- 今回の会議における参加メンバーの確認
- 意思決定支援の**基本原則**の確認
- **ミーティングの目的とルール**の確認
(すること・してはいけないこと・配慮すべきこと等)
- 各参加者の**役割**の確認
 - 「ファシリテーター」（中立な立場）と本人の「**アドボケイト役**」
(本人視点にとことん立つ立場) を意識的に分ける
- 本人による意思決定のベストチャンスを確保するために必要な**合意的配慮**事項の確認
 - 本人にとって良い環境・時期・場所・対話する人
 - 本人にとって円滑なコミュニケーション方法

意思決定支援のプロセス

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより引用

人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
- ◎意思決定支援と環境

意思形成支援

：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

+

意思表明支援

：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

+

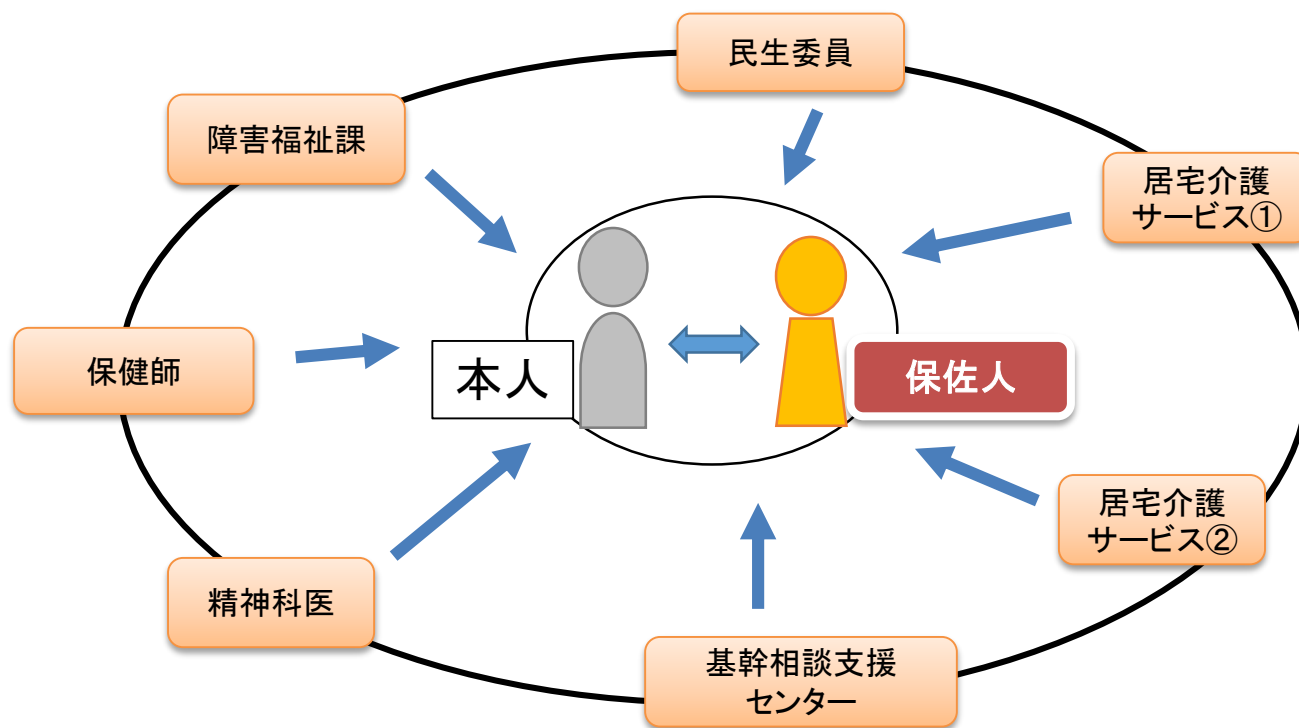
意思実現支援

：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

各プロセスで困難・疑問が生じた場合、
チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

3. 現在の状況（就任から15年後）



* 社会資源の名称は、支援当時のものを使用

3. 現在の状況（就任から15年後）

①現在の状況

（1）本人の手元現金

（2）居宅介護サービスの状況

（3）在宅生活を維持するための支援状況

（4）療育手帳A3

（5）月1回の、保佐人と支援員の自宅訪問・本人との面談

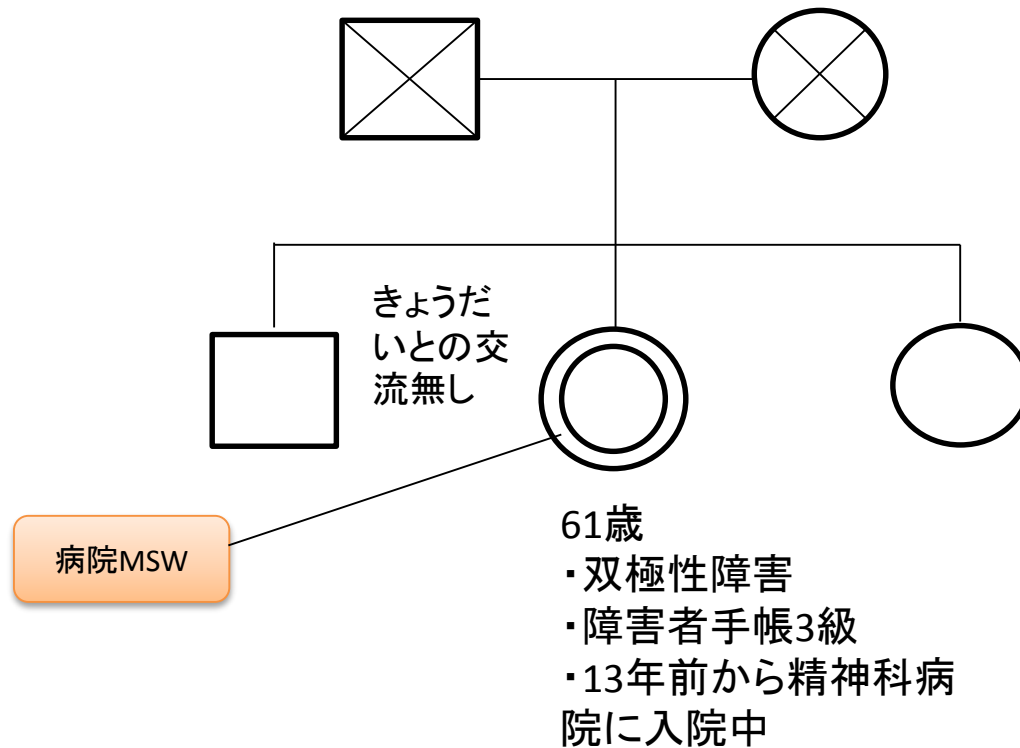
3. 現在の状況（就任から15年後）

②今後の課題

- （1）本人が65歳になったときの介護サービスとの関係
- （2）サービス提供者が替わることによる本人の混乱
- （3）保佐人交代における本人への配慮
- （4）身体状況の変化における施設入所や入院の問題

事例2(補助事例)

1. 申立前の本人の状況



1. 申立前の本人の状況

- ①MSWからの相談と本人の状況
- ②本人との面談
- ③申立の動機
- ④本人の病状と補助人に求められた支援
- ⑤補助申立と代理権・取消権（同意権）

2. 入院中の補助人の支援

①MSW立会いのもと、月1回の面談

②遺留分減殺請求支援

(1)減殺請求権行使への支援

(2)減殺請求権訴訟への支援

③一人暮らしへ向けての支援

(1)MSWの支援を受けての支援

(2)補助人を立会人とする本人自身による貸借契約

3. 一人暮らしの支援

①本人の生活の様子

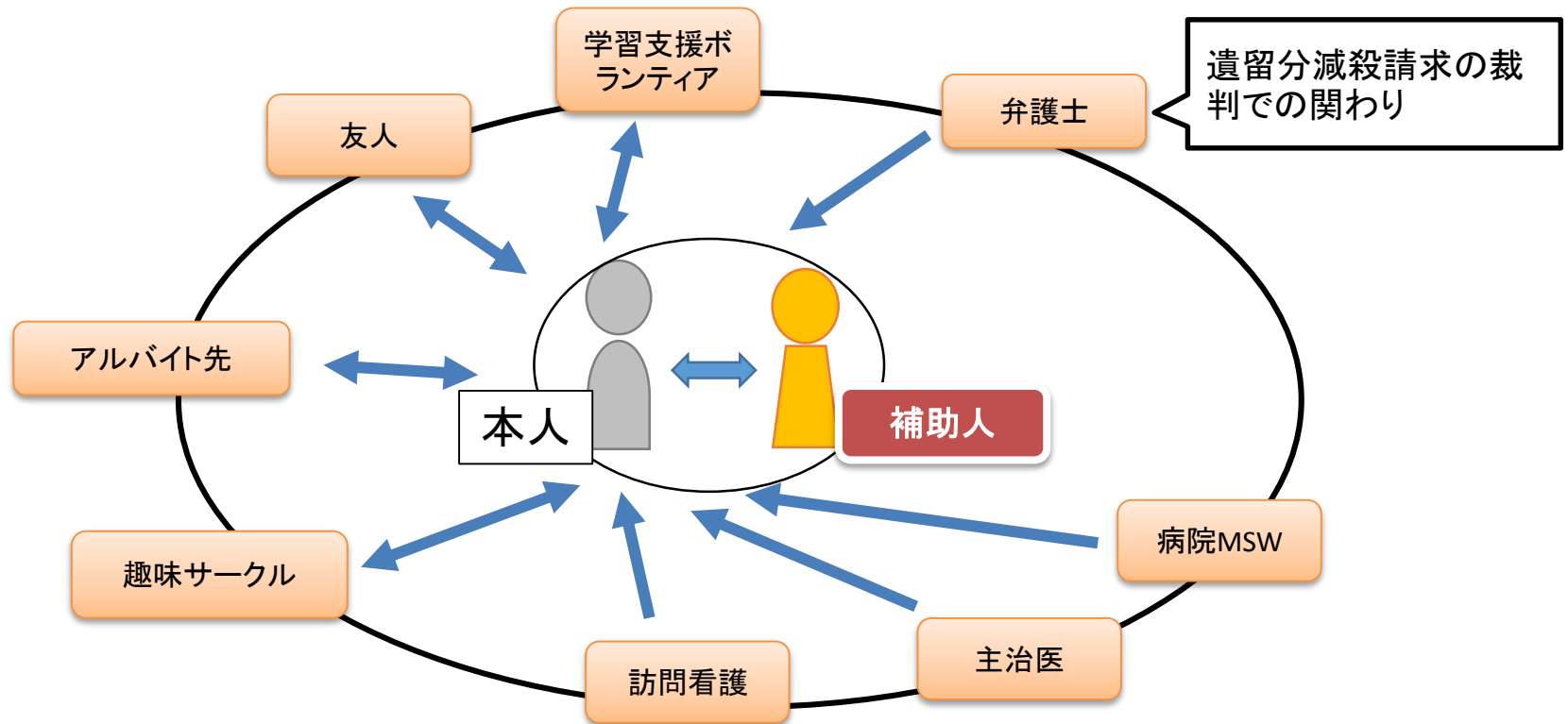
- (1) 趣味や友達との日帰り旅行・プール・健康トレーニングサークル
- (2) 1年半後、週2日アルバイトに
- (3) 公民館でボランティア等
- (4) 週3日、障害者施設で給食賄の仕事に

②月1回の本人との面談

本人の生活状況や現金管理状況の見守り、補助人管理財産の報告等

③申立から9年後の本人のことば

4. 現在の状況



国内の各種「意思決定支援ガイドライン」の動向を踏まえた

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定プロセスの全体像～

行為ごとの本人の能力＋支援者の意思決定支援力

1. 意思決定能力の存在推定

意思形成・表明・
(実現)支援

本人が決める領域
(支援付き意思決定・
意思決定支援)

2. 本人による意思決定のために実行可能なあらゆる支援

3. 不合理にみえる意思決定≠意思決定能力に欠けること

意思決定能力・意思決定支援への課題を感じる場合→意思決定能力アセスメント

①理解・②記憶保持・③比較検討・④表現の各要素を踏まえて、意思決定支援が尽くされても「どうしても自己決定や意思確認が困難な状態」といえるか？

自己決定・意思確認は可能

表明された(又は推定される)意思が、「他者への重大な権利侵害を伴う又は本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる」可能性は高いか？

明確な根拠
に基づく

どうしても
困難

意思
解釈
(推定)

推定可

高い

推定すら不可

最終手段として、本人の選好・価値観を最大限尊重しつつ他の要素も考慮した

4. (主観的) 最善の利益に基づく代理代行決定

5. より制限的でない方法での実施

法的保護の観点からこれ以上
意思決定を先延ばしできない

他者が決定・
介入する領域
(代理代行決定)

本人による意思決定を支援するために 大切な視点とは？

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

① 表出された意思・心からの希望の探求

支援付き意思決定＝本人が意思決定主体

② 意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝第三者が意思決定主体

③ 最善の利益の追求

「最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと

…**本人意思が引っ張られて、事実上の「代理代行決定」になりやすい？**

客観的な最善の利益型視点に基づく ...意思決定支援？あるある



- 私、働きたいんです。
⇒ え？作業所も行けてないよね。難しいのでは？
- ひとり暮らしをしてみたいんです。
⇒ お金もない、家事もできないし、難しいのかなぁ。
- 出会いパーティーに参加したい。
⇒ 出会いかー彼女欲しいよね。…うーん。
- 毎月漫画を買いたいです。
⇒ お仕事行ってくれるとお給料で買えるかもね。



…じゃあ現実的に考えるとさ。

= 最善の利益(ベスト・インタレスト) ?

表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



□ 私、働きたいんです。

⇒ **どんな仕事をしたい？ 働くためにはまず何ができると思う？**

□ ひとり暮らしをしてみたいんです。

⇒ **どんな場所で、誰と、どういう風に暮らしてみたい？**

□ 出会いパーティーに参加したい。

⇒ **彼女が欲しいのかな。異性の誘い方は？**

□ 毎月漫画を買いたいんです。

⇒ **どんな漫画が好きなの？ お金の面は？**

**メリット・デメリットもわかるように、
一緒に考えてみよう！**

◆ 本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。

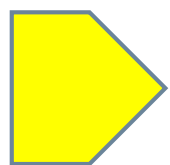


希望の実現に向けてチームで努力する ・・・成年後見人もそのひとり！

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

自発的に形成され、表明された本人の意思※について、

- ✓ 本人の能力を最大限活用できているか？
- ✓ 意思決定支援チームが協働できているか？
- ✓ 活用可能な社会資源を適切に利用できているか？



実現それ自体より、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要。本人を抜きにして、何でも「やってあげる」という姿勢は実現支援ではなく「代行決定」。

※他者から見て合理的かどうかを問うものではない。

※**体験**（小さな実現支援）を通じて意思形成され、過去の表明内容が変更されることもある。

研修の最後に・・・

受講したあなたに伝えたいこと

あなたは、「本人には意思がない」「決める能力がない」と判断した時点で、本人に問いかけることをやめてしまっていないですか？

「最善の利益」に基づく介入が
万能な道具だと思っていないですか？

あなたは、たとえ本人が「重度障害」「遷延性意識障害」と診断されたり、「全く反応がない人」「意思など存在しない人」「周りが決めてあげないとダメな人」と他者に言われた時でも、
意思決定能力の存在推定にしたがい、本人の意思決定支援について可能な限りの努力を続けることができますか？

東田直樹「風になる- 自閉症の僕が生きていく風景」

ビッグイシュー日本より

尋ねてほしい。

見た目の行動から決めつけないで

なぜ周りの人が、僕が望んでもいないことをさせようとするのか、それが不思議でした。

将来のために必要だからという場合は、理解できます。それとは別に、気持ちを勝手に想像して、僕がそうしたがつていると思い込まれてしまうのが問題なのです。

会話ができないのだから、僕の思いを推測して話さなければいけないこともあるでしょう。その言葉が僕の気持ちにそったものだったかどうかは、僕だけが知っています。だから、僕の気持ちを代弁したものと勝手に断定されると、間違っていた場合、悲しい気持ちになります。

「私は、君がこう考えていると思っているよ」と言ってほしいのです。自分の想像は外れているかもしれないけれど、一所懸命に考えた結果がこれだと言ってもらえると、納得します。僕は話せないし、表情や態度でも表現できないのだから、気持ちをわかってもらえないのは仕方ありません。

東田直樹「風になる- 自閉症の僕が生きていく風景」

ビッグイシュー日本より

いちばん嫌なのが、わからないからといって、見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです。答えられなくても、尋ねてくれたらいいのにと、思います。そうしてもらえれば、その人が僕を大切に思ってくれていると伝わるからです。

僕について話をしているにもかかわらず、まるで僕がその場にいないかのような態度をされると傷つきます。自分は、その辺の石ころみたいな存在なのだろうか。ただ、周りの人の意見だけで動かされ、すべてが決められていく。自分の意思をみんなのように伝えられない僕は、なんて無力なのだろう。小さい頃、何度こんなふうに思ったことでしょう。

気持ちを伝えられないということは、心がないことではありません。周りの人がさせたがっていることが、本人のやりたがっていることだとは限らないのです。そのことを忘れないでください。

参考：意思決定支援ガイドライン

成年後見人等として、意思決定支援を
さらに学び実践するために、参考となる
指針や研修はありますか？

国内のさまざまな「意思決定支援」 ガイドライン(2019.6時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局総務課)
 - ◆ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン**
(2018.3 大阪意思決定支援研究会)

本人の特性に応じて後見人等が関与するための 「意思決定支援」指針の検討WG

第3回成年後見制度利用促進専門家会議
最高裁作成資料を参照（2019.5.27）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

成年後見制度利用促進専門家会議 の協議を踏まえて、 第1回ワーキンググループを開催 （2019年5月15日）

参加者：

厚生労働省

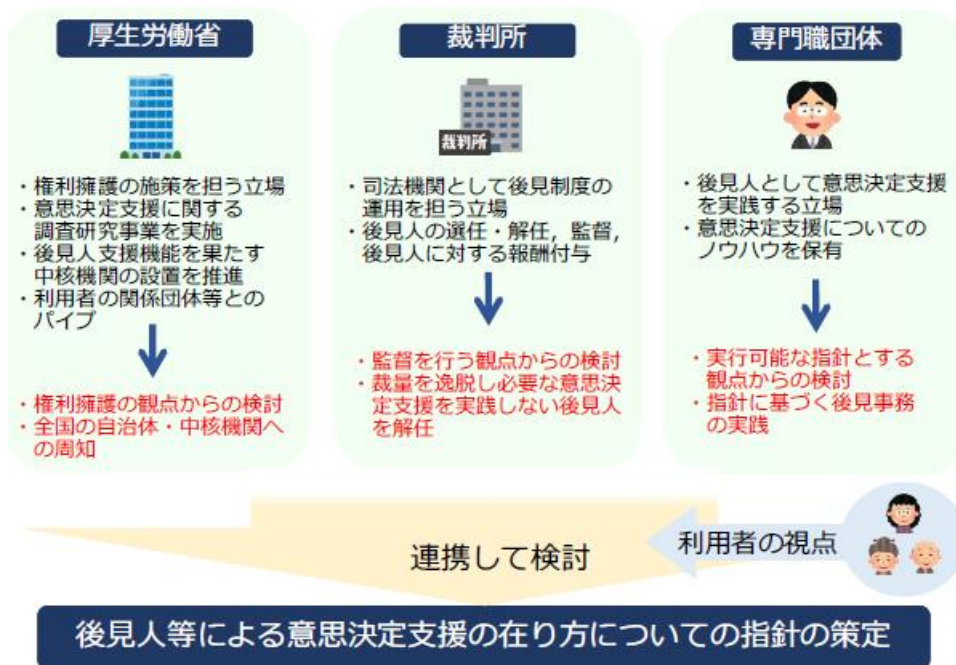
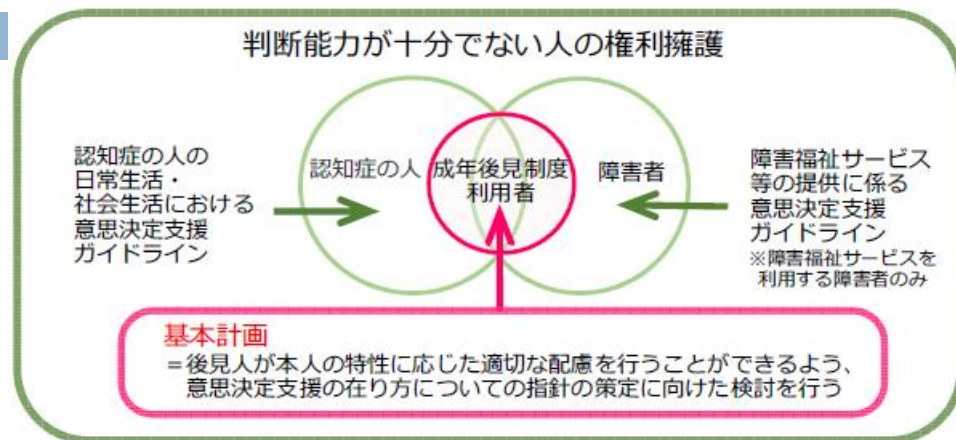
最高裁判所家庭局

専門職団体

※日弁連・日司連・リーガルサポート・

日本社会福祉士会

- 今後、当事者団体等へのヒアリングも含めて検討中
- 意思決定支援を踏まえた後見人等の適切な権限行使（代理代行決定）の在り方についても協議予定



障害福祉サービスの提供等に係る 意思決定支援ガイドライン研修 のご案内

「本研修カリキュラムは、障害者の意思確認などを行う際にも有効であることから、成年後見制度普及啓発事業として実施する研修等においても積極的に活用し、研修の充実に努めていただきたい。」

(平成31年3月7日実施厚生労働省主管課長会議(4)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室 資料2 213頁)

研修プログラム

形式	時間	主な内容	目 標
導入・気づきセッション	60	①気づきグループワーク ②事例から見る「意思決定支援」－意思決定に対する阻害要素とは？－ ③意思決定支援の例	意思決定の主体や権利の重要性、意思決定を阻む要素に気づくことができる
講義	85	①「意思決定支援」における基本的考え方 ②本ガイドライン解説	意思決定支援と代理代行決定の基本的考え方を踏まえ、本ガイドラインの位置づけが理解できる
グループワーク①	145	意思決定支援会議の実践 (DVD＋講義・解説)	意思決定支援会議を主催するための事前準備・本人面談の工夫・ファシリテーションの基礎を理解できる
グループワーク②	50	意思決定を支援するための情報収集と記録 (導入講義＋ワークシート)	本人の選好・価値観を適切に収集するための記録を記述できる

厚生労働科学研究費補助金
障害者の意思決定支援の効果に関する研究班作品

意思決定支援会議の実践に向けて

映像で学ぶ
～高次脳機能障害・
失語症のある
青木さんのストーリー～



選好を重視した情報の収集・共有・蓄積・更新の例 Scope Australiaの方法

「意思決定支援を使いながら生活する人々
“微かに聞こえる声を聴く”」

People leading lives they prefer
through supported decision making
“Listening to those rarely heard”

Scope (Watson &
Joseph) 2011



非意図的なメッセー
ジ（情報）を含む

(写真は日本の方にご許可を
いただいております)



認知症の人の 日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン研修 のご案内

認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業 編

研修プログラム

形式	時間	主な内容	目 標
講義	60	①認知症の解説 ②倫理的な課題とその扱い方の解説 ③ガイドラインの解説	意思決定支援の 必要な場に気づく ことができる
グループ ワーク①	60	日常生活における 意思決定支援に関する事例 (導入講義+DVD(1))	本人の段階に応じた 適切な支援ができる
グループ ワーク②	60	社会生活における 意思決定支援に関する事例 (導入講義+DVD(2))	▶多職種で検討する ことができる ▶支援に関する記録 を記述できる

認知症のご本人からのメッセージ (インタビュー映像)



Q この先どうしていききたい？

“自分で決める”という事だと思う 何事もそう

DVD ①

(意思決定支援のプロセス；日常生活編)



山田一郎(76歳)

- アルツハイマー型認知症
- 要介護 1
- 娘夫婦の家で同居
- 趣味/日曜大工
- 娘が最近口うるさくなり
若干うんざりしている

【ストーリー】

- ▶山田さんの認定調査を控え、ケアマネジャーが山田さん宅を訪問。
- ▶自転車でホームセンターに行こうとする山田さんを実娘が心配している。